

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 一 ○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南部振興)
- 二 ○ " " " " (" " " ")
- 二 ○ 特定非営利活動法人の設立に係る告示 (" " " ")
- 二 ○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南西部振興)
- 二 ○ 特定非営利活動法人の設立に係る告示 (" " " ")
- 二 ○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (南西部振興)
- 三 ○ 特定非営利活動法人の設立に係る告示 (東部振興)
- 三 ○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (西部振興)
- 三 ○ ゴーグルの入札に関する告示 (入札執行課)
- 五 ○ 陰圧テントの入札に関する告示 (" " " ")
- 七 ○ 埼玉県伊豆潮風館送迎バスの入札に関する告示 (" " " ")
- 八 ○ 特定非営利活動法人の設立に係る告示 (NPO活動推進課)
- 九 ○ ときがわ町営土地改良事業(団体営基盤整備促進事業)の工事完了 (東松山農林振興)

- 九 ○ 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 九 ○ 測量法に基づく公共測量の実施 (" " " ")
- 九 ○ " " " " (" " " ")
- 九 ○ " " " " (" " " ")
- 九 ○ " " " " (" " " ")
- 九 ○ 測量法に基づく公共測量の終了 (" " " ")
- 一〇 ○ " " " " (" " " ")
- 一〇 ○ " " " " (" " " ")
- 一〇 ○ 川越都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 一〇 ○ 所沢都市計画事業第二上新井特定土地地区画整理事業の換地処分 (市街地整備課)
- 一〇 ○ 普通肥料の検査結果の公表に関する告示 (農林総合研究センター)
- 一一 ○ 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更 (北本県土)
- 一一 ○ 県道上尾久喜線の区域の変更 (" " " ")

- 一二 ○ 県道熊谷寄居線の区域の変更 (熊谷県土)
- 一三 ○ 県道菅谷寄居線の区域の変更 (" " " ")
- 一三 ○ 県道中瀬普濟寺線の区域の変更 (" " " ")
- 一三 ○ 県道中瀬普濟寺線の供用の開始 (" " " ")
- 一四 ○ 県道西金野井春日部線の供用の開始 (越谷県土)
- 一四 ○ 開発行為に関する工事の完了広告 (川越建築安全センター)
- 一四 ○ " " " " (" " " ")
- 一四 ○ " " " " (" " " ")
- 一五 ○ " " " " (" " " ")

告示

- 一五 ○ 開発行為に関する工事の完了広告 (川越建築安全センター)
 - 一五 ○ " " " " (" " " ")
 - 一五 ○ " " " " (" " " ")
 - 一五 ○ (熊谷建築安全センター)
 - 一五 ○ (越谷建築安全センター)
 - 一五 ○ 埼玉県指定有形文化財の指定の解除 (生涯学習文化財課)
 - 一五 ○ 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の異動 (選管委)
 - 一六 ○ 個人演説会等施設の指定 (" " " ")
- 埼玉県告示第千二百十七号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により告示する。
- なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県
- 民生生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション <http://www.saitamaken-ngo.net/>)により縦覧に供する。
- 平成二十一年九月四日
 埼玉県知事 上田清司
 申請のあった年月日
 平成二十一年八月二十日
 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人WAIWAI

三 代表者の氏名

高橋 紀久江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西青木一丁目二番三
四号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域（市民・行政・企業など）と連携し、おもに子育て親子に対し、子育てひろばや親育ち講座、子育て情報の提供などをし、子育てを通して誰もが豊かに育ちあえる子育て環境づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦

覧に供する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十一年八月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者の地域生活をひらく会

三 代表者の氏名

藤生 亘良

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市本町一丁目二番二八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会自立及び充実した地域生活を目指し、様々な地域生活支援活動を行い、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

埼玉県告示第千二百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地

域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧

に供する。
平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十一年八月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人友垣の里

三 代表者の氏名 小日向 淳

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市上青木西三丁目三番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者の社会自立や充実した地域生活を目指す為に、その家族との相談や、様々な障害者及び高齢者福祉に関する活動を行うとともに、障害者及び高齢者への理解と社会への啓発に努力し、もって社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。
平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十一年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東上まちづくりフォーラム

三 代表者の氏名

柴田 郁夫

四 主たる事務所の所在地

志木市館二丁目五番二号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、東武東上線に隣接する地域に対し、住民の地域に対する関心、意識を高めるための企画、提案をし、実施することによって、住民参加による地域活性化に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、埼玉県全域

及び東武東上線に隣接する地域に対し、住民の地域に対する関心、意識を高めるための企画、提案をし、実施することによって、住民参画による地域活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月四日
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日
平成二十一年八月二十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人WEST
代表者の氏名

葛林 秀紀

四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市北越谷四丁目二十番地七守ビル2F

五 定款に記載された目的
この法人は、越谷市を中心に広い範囲の地域住民に対し、サッカーを主体とした種々のスポーツの普及および啓蒙に関する事業を行い、スポーツの振興および地域の活性化・福祉活動支援に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司
申請のあった年月日

平成二十一年八月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本バレエアカデミーバレエ団

三 代表者の氏名
久保 馨
四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市岩岡町二百八十一番地十一

五 定款に記載された目的
この法人は、我が国における、古典とコンテンポラリーの薫り高き芸術の創造活動を通じてバレエ芸術の普及につとめ、幅広く国内の希望者を募り芸術作品を創造すると共に、明日を担う舞踊手、振付家の育成と援助を行い、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
クーゲル 74,885個
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成21年10月30日(金) までに納品可能な数量を、
平成21年11月30日(月) までに既納分を含め、総数の1/2以上を、
平成21年12月25日(金) までに未納分を全て納品する。
- (4) 納入場所
埼玉県中央防災基地
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

<p>ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780(直通)</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 上記(1)の交付場所において交付する。</p> <p>(3) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁本庁舎地下会議室 平成21年10月15日(木) 午後3時30分</p> <p>(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年10月14日(水) 午後5時</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>	
<p>ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年9月29日(火)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(5) 契約書作成の要件</p> <p>(6) 落札者の決定方法 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(8) 競争入札参加資格の付与 上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に平成21年</p>	

9 月 24 日 (木) までに提出すること。

- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年埼玉県条例第 15 号) に基づき、県議会の議決に付さなければならぬ契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

- (11) その他詳細は、入札説明書による。
- (12) この入札の執行は、一般公開する。
なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
74, 885 Google
- (2) Deadline for submission :
By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., October 14, 2009
In person : 3 : 30 p.m., October 15, 2009

- (3) Contact point for the notice :
Bidding Enforcement Division, General Affairs Department
Saitama Prefectural Government.
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301
Tel.048-830-5780

埼玉県市長第十二四二四号

WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸念のいかなるものもその一般競争入札に付する。

平成二十一年九月四日

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量

埼玉県長 上田 豊 臣

陰圧テント 11 セット

- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成 21 年 11 月 30 日 (月)
- (4) 納入場所
埼玉県熊谷防災基地
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示 (平成 20 年埼玉県告示第 1082 号) に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号) に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号) に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部入

札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県庁本庁舎地下会議室
平成21年10月20日 (火) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年10月19日 (月) 午後 5 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年 9 月29日 (火) までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号) に平成21年 9 月24日 (木) までに提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年埼玉県条例第15号) に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

11 Negative-air-pressure tent

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., October 19, 2009

In person : 10 : 00 a.m., October 20, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government.
Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301
Tel.048-830-5780

埼玉県告示第千二百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年九月四日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県伊豆潮風館送迎バス 一式
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成22年2月26日(金)
- (4) 納入場所
埼玉県庁別館前
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 南雲 正博 電話048-830-5780(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁本庁舎地下会議室
平成21年10月15日(木) 午後1時30分
- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年10月14日(水) 午後5時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する

場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成 21 年 9 月 24 日 (木) までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第 106 号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (電話 048-830-5775 (直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号) に平成 21 年 9 月 24 日 (木) までに提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年埼玉県条例第 15 号) に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落

札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

1 Large shuttle bus (with lift)

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., October 14, 2009

In person : 1 : 30 p.m., October 15, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Tel.048-830-5780

埼玉県告示第十二百二十六号

特定非営利活動促進法 (平成十年法律

第七号) 第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたの

で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二週間、県民生

活部 NPO 活動推進課において備え置く

方法並びにインターネットを利用する方

法 (埼玉県 NPO 情報ステーション

(<http://www.saitamaken-npo.net/>)) に

ちの縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたま市視覚

障害者福祉協会

三 代表者の氏名

長根 清平

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁

目二二三番地一号大宮ふれあい福祉セ

ンター四階さいたま市障害者協議会内

五 定款に記載された目的

この法人は、さいたま市及び隣接する地域に在住の視覚に障害を有する者に対して、福祉の充実と生活の向上を図るための事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、ときがわ町長から次の土地改良事業の工事完了した旨の届出があった。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 事業

ときがわ町営土地改良事業(団体営基盤整備促進事業)

二 地区

玉川地区

三 工事完了

平成二十一年三月三十一日

埼玉県告示第千二百二十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(高精度三次元測量・河川事業に伴う水準測量)

二 作業期間

平成二十一年九月十七日から平成二十二年二月二十七日まで

三 作業地域

さいたま市、越谷市、三郷市、吉川市、蕨市、戸田市、北葛飾郡松伏町(高精度三次元測量)

加須市、幸手市、北葛飾郡栗橋町、北埼玉郡大利根町、北埼玉郡北川辺町(河川事業に伴う水準測量)

埼玉県告示第千二百二十九号

測量計画機関の長である埼玉県東松山県土整備事務所長吉田耕三から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

埼玉県東松山県土整備事務所

二 作業種類

公共測量(道路計画図作成)

三 作業地域

比企郡小川町大字上横田外地域

四 作業期間

平成二十一年九月十五日から平成二十二年三月三十日まで

埼玉県告示第千二百三十号

測量計画機関の長である春日部市長石川良三から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量(春日部市都市計画基本図の修正)

三 作業地域

春日部市の一部

四 作業期間

平成二十一年七月十五日から平成二十二年三月十五日まで

埼玉県告示第千二百三十一号

測量計画機関の長である埼玉県荒川右岸下水道事務所長川田貢三から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

埼玉県荒川右岸下水道事務所

二 作業種類

公共測量(荒川右岸流域下水道台帳図修正)

三 作業地域

比企郡川島町南部地域から川越市北部地域

四 作業期間

平成二十一年八月十七日から平成二十二年一月二十九日まで

埼玉県告示第千二百三十二号

測量計画機関の長である長瀨町長大澤芳夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

長瀨町

二 作業種類

公共測量(3級基準点測量)

三 作業地域

長瀨町岩田、中野上、本野上、井戸、長瀨地区

四 作業期間

平成二十一年九月一日から平成二十二年二月十二日まで

埼玉県告示第千二百三十三号

平成二十一年埼玉県告示第千六十七号で公示した公共測量(一級基準点測量再設)は、平成二十一年七月三十一日終了した旨測量計画機関の長である鴻巣市長原口和久から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百三十四号

平成二十一年埼玉県告示第四百十一号で公示した公共測量(世界測地系への座標変換(道路台帳図等補正測量作業その二))は、平成二十一年七月二十七日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百三十五号

平成二十一年埼玉県告示第八百三十三号で公示した公共測量(出来形確認測

量)は、平成二十一年八月十日終了した旨測量計画機関の長である上尾市瓦葺東部土地区画整理組合理事長大道源之介から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百三十六号

川越市から川越都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によ

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

り、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百三十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による所沢都市計画事業第二上新井特定土地区画整理事業についての換地処分があったので、公告する。

平成二十一年九月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成21年7月分

平成二十一年九月四日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			
			分	析	検査	備考
菱光石灰工業株式会社		ネオショットRX	項目	日	指摘事項	保証票の検査
			72菱印特選顆粒消石灰			
		主成分—AL				
		主成分—AL				

消石灰	秩父石灰工業株式会社	最上特選消石灰	主成分—AL					
		特製消石灰	主成分—AL					
		アグリ72	主成分—AL					
		顆粒消石灰	主成分—AL					
	岩水石灰工業株式会社	60.0消石灰	主成分—AL					

注 1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。
 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 3 主成分の略号は次のとおりである。
 AL—アルカリ分

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧	桶川市東二丁目一〇二三番五地先から上尾市大字上字町谷九 四番二地先まで	九・〇〇～ 一一・四〇	三三〇・九六	地域自立・活性化街路整備事業による。
新		一四・九〇～ 二六・三〇		

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
		区 間	八・〇〇 一〇・八〇	三五〇・〇〇		備 考
			一〇・〇〇 一四・九〇			地方特定道路(交通安全)整備事業による。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫正

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
		区 間	八・一〇 一五・五〇	四六〇・六八		備 考
			一一・〇〇 一五・五〇			

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	大里郡寄居町大字赤浜字南側下町二二一四番一地从前同郡同町大字赤浜字伊波比東六七三番一地从前		一一・五〇 一五・八四	一〇三・四四	
旧			一三・七六 三三・九〇		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中瀬普濟寺線
- 三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	深谷市血洗島字赤根屋敷二六番六地从前同市上手計字蛇島四九四番一地从前		六・三〇 九・二〇	三〇六・六〇	道路改築工事による。
旧			一一・〇〇 一五・五〇		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
中瀬普濟寺線	深谷市血洗島字赤根屋敷二六番一地先から同市血洗島字赤根屋敷一八番地先まで	平成二十一年九月四日	延長二二三・五〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年九月四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
西金野井春日部線	春日部市金崎字川妻八六二番四地先から同市金崎字川妻八六五番一地先まで	平成二十一年九月四日	地方特定道路(改築)整備工事 延長六八・一八メートル

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年八月二十一日

指令川建七第二二〇〇六六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十七日

第二一〇〇八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字水穴前一四

八一―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桶川市大字上日出谷一三二四―一コ

一ポヤマトE―二〇一号

石井 利幸

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年七月二十一日

指令川建七 第二二〇〇四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十七日

第二一〇〇七八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字鳥羽井新田字坎前三三―三

三三―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市薬師町一三一―一

クリスタルハイム五〇六号室

柴田 幸恵

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年七月二十四日

指令川建七第二一〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十七日

第二一〇〇七九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字西古里字沼ノ谷七

二一―三の一部、七二―一五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字西古里七二―一三

吉野 昌治

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号
平成二十一年八月十二日

指令川建七第二一〇〇七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十七日

第二一〇〇八二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字前久保字野久保

一〇九番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町若山二丁目四〇番地

二十二

佐藤 博之

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年一月二十九日

指令飯整第二〇〇三三八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月三十一日

第二一〇〇五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字大谷木字石原ヶ

谷戸五番一
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字大谷木九番地

小輪瀬 晃

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第
百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年八月十八日

指令熊建七第二一〇〇二八三号

二 検査済証番号

平成二十一年八月三十一日

熊建七第百二十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字琴寄字堤二九

〇四外百十九筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県高崎市高関町三八〇番地

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第六条第三項の規定
により、次の表に掲げる埼玉県指定有形文化財は平成二十一年七月十日をもって指
定を解除された。

株式会社カインズ 代表取締役土屋
裕雅

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年八月十一日

指令越建七第二一〇〇六二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月二十七日

第二一〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字鷲巣字前原四八

八一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字鷲巣四八―五

田淵 幸司

平成二十一年九月四日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

種類	名称及び員数	所在地	所有者(管理者)
歴史資料	埼玉県行政文書 七九七一点	さいたま市浦和区高砂四丁目三番十八号	埼玉県(埼玉県立文書館)

埼玉県選管告示第百三十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十一年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の開設主体及び名称	所在地
新 医療法人真美会 麻見江ホスピタル	比企郡鳩山町大橋一〇六六番地
旧 医療法人翠心会 敬愛病院	

埼玉県選管告示第百三十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、本庄市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十一年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
宮本町会議所	本庄市千代田三丁目一番二号	宮本町自治会長	一〇〇人
泉町会議所	本庄市千代田一丁目六番四号	泉町自治会長	五〇人
上町会議所	本庄市中央三丁目三番五号	上町自治会長	四五人
七軒町会議所	本庄市銀座二丁目六番一号	七軒町自治会長	五〇人
照若町会議所	本庄市若泉一丁目一番三〇号	照若町自治会長	二〇〇人
共栄自治会館	本庄市共栄四一番地二	共栄自治会長	三〇人
上町会館	本庄市児玉町児玉二五五番地六	上町自治会長	六〇人
本町会館	本庄市児玉町児玉一二五六番地一	本町自治会長	一〇〇人
共栄会館	本庄市児玉町共栄三七五番地	共栄自治会長	四〇人

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm